

令和7年度 運営事項における主な指摘事項

令和7年度の運営指導の概要

サービス種別	運営指導件数
居宅介護支援	7件
地域密着型通所介護	2件
認知症対応型共同生活介護	0件
地域密着型老人福祉施設	0件

1 人員基準について

令和7年度運営指導時の指摘事項はありませんでした。

No.	サービス種別	指摘事項
1	居宅介護支援	指摘事項なし
2	地域密着型通所介護	指摘事項なし
3	認知症対応型共同生活介護	—
4	地域密着型老人福祉施設	—

2 運営基準について

No.	サービス種別	項目	指摘事項	備考
1	居宅介護支援	(基準省令第4条第2項) 内容及び手続の説明及び同意	利用者又はその家族に対し、複数の指定居宅サービス事業所等を紹介することができること等について文書を交付して説明を行っていなかった。	文書を交付して説明を行っていない場合には減算となる。
2	居宅介護支援	(基準省令第4条第3項) 内容及び手続の説明及び同意	前6月間に訪問介護等が位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合等について文書を交付して説明を行っていなかった。	文書を交付して説明を行っていない場合には減算となる。
3	居宅介護支援	(基準省令第13条第13号) 居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等	居宅を訪問せずに通所介護事業所で面接していたケースや家族にのみ面接し、本人に面接していなかった。	特段の事情がない限り減算となる。
4	居宅介護支援	(基準省令第13条第13号) 虐待の防止	虐待防止のための研修を定期的実施しなければならないが、研修を実施していなかった。	検討委員会を定期的開催していない、指針を整備していない、年1回以上の研修を実施していない場合等は減算となる。
5	地域密着型通所介護	(基準省令第35条第1項) 事故発生時の対応	事故により医療機関を受診したにも関わらず、事故報告書を提出していなかった。	事故が発生した場合は、速やかに保険者である市町村に報告を行い、みよし広域連合への報告は、徳島県介護保険事業者等事故報告取扱要領に基づき報告を行うこと。

3 設備基準について

令和7年度運営指導時の指摘事項はありませんでした。

No.	サービス種別	指摘事項
1	居宅介護支援	指摘事項なし
2	地域密着型通所介護	指摘事項なし
3	認知症対応型共同生活介護	—
4	地域密着型老人福祉施設	—

4 加算について

No.	サービス種別	項目	指摘事項	備考
1	居宅介護支援	入院時連携加算（総論）	情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について、先方が受け取ったことを確認するとともに、確認したことについて居宅サービス計画等に記録していなかった。	入院先の医療機関とのより確実な連携を確保するため、医療機関とは日頃より密なコミュニケーションを図ることが重要であり、FAX等による情報提供の場合にも、受け取ったことについて確認した記録が必要である。
2	居宅介護支援	入院時連携加算（Ⅰ）	運営規程に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合に、入院した翌日までに情報提供を行っていなかった。	加算要件を満たしていない場合には、過誤申し立てを行うこととなる。
3	居宅介護支援	退院・退所加算（Ⅱ）ロ	カンファレンスにおいて診療報酬の算定方法の退院時共同指導料2の注3の要件（3者以上）が満たされていなかった。	加算要件を満たしていない場合には、過誤申し立てを行うこととなる。
4	地域密着型通所介護	入浴介助加算	入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行っていなかった。	内部研修・外部研修を問わず、入浴介助技術の向上を図るため、継続的に研修の機会を確保されたい。